

協業組合制度の運用について

42 企庁第 1420 号
昭和 42 年 10 月 13 日

通商産業局長・都道府県知事あて

中小企業庁長官

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（昭和 42 年法律第 98 号。以下「法」という。）は、本年 7 月 29 日公布され、9 月 20 日に関係政省令（省令は 9 月 27 日）ともに施行されましたが、協業化は個々の中小企業者の努力によつては達成が困難な事業活動の効率の向上を複数の事業者の協力によつて実現しようとするものであり、中小企業の構造改善を図るためにきわめて重要かつ有効な手段と考えられます。

とくに協業組合は協業化推進の母体ともなるべきものであるので、本制度の運用に当たつては、その創設の趣旨を十分認識され、協業組合の設立を促進するとともにその適切な運営を確保することが肝要です。

ついては、協業組合の設立の認可、組織変更の認可、協業組合の監督その他各般の事務の処理に当たつては、次の事項に留意して遺憾のないようお願いします。

記

1 協業組合の設立の認可

(1) 協業組合の設立の認可に当たつては、協業により生産性の向上に寄与するものであると認められる限り、すべての業種について積極的に設立を認める方針とするものとする。

ただし、中小企業近代化促進法に基づいて指定された業種について、設立もしくは組織変更または指定された業種へ事業の転換をしようとするときは、同法に基づく中小企業近代化基本計画および実施計画を参照されることとされたい。

(2) 協業組合は、協業を図ることを本旨とするものであるから、協業計画がないものもとより協業計画または事業計画の内容が明確でないものおよびその実効性について疑いがあるものについては認可しないものとするが、このような場合であつても適切な指導を行なうことにより協業組合の設立促進について積極的な配慮をすることとされたい。

(3) 認可基準は、法第5条の17第2項に規定されているが、第1号の「法令違反がないこと」については、定款、協業計画、事業計画の内容が現に施行されている法令一般に違反することとならないか、発起人および組合設立同意者全員が組合員となる資格を有し、かつ、組合員になろうとする者であるか、その構成が中小企業者4分の3以上を占めていることという要件を備えているか、創立総会が適法に開催されたか等を検討すること。

第2号の「経営的基礎を有すること」については、所要資金の調達の見込み、役員の実業能力、経済環境等を総合的に判断すること。

第3号の「生産性の向上に寄与するものであること」については、協業組合により単に形式的に事業を統合しても協業組合の事業に関して実質的には各組合員が従来どおり独立採算で行なうような場合には、本号には該当しないものであり、協業することによつてコストの引下げ、能率の増進等生産性の向上に寄与するものであることを証する書面の提出を求める等、協業の成果について検討を行なうこと。

なお、協業組合が一手販売等を行なうことによる不当に対価の引上げとなるような場合は、生産性の向上に寄与するものとは考えられず、公正取引委員会からの請求の対象となるもので特に留意すること。

2 事業の転換の認可

(1) 協業組合の基本的性格は、中小企業者等の従来営んでいた事業の統合にあるが、法は主務大臣の特別の認可を受けることによつて当該転換にかかる事業を行ないうることとしている。

この場合の主務大臣の認可については、とくに認可基準の定めがないが、「需給構造その他の経済的事情が著しく変化したため事業の転換を行なう必要」があると客観的に認められる場合、すなわち需要構造あるいは供給構造といった構造自体の変化をもたらすような主として長期的、すう勢的な変化を指すものであるので、この点を考慮の上認可すること。

(2) また、事業の転換は、必ずしも従来事業を全く廃止して新規事業を行なう場合に限らず、協業に係る対象事業を継続して、将来における成長の見込みがないときあるいは企業としての存立が困難であると判断される場合に、将来、当該転換にかかる事業に比重を移すことを前提として、従来事業を併せ行なうこととしても差し支えない。

3 現物出資についての承認

現物出資に係る資産が、当該出資を受ける協業組合の行なう事業の用に供するため必要な

ものである旨の承認は、中小企業団体の組織に関する法律施行令第1条の2に定められているが、その範囲の適否は慎重に検討し承認を行なうものとする。

4 公正取引委員会よりの請求

公正取引委員会は、協業組合の事業活動が一定の取引分野における競争を実質的に制限することによって不当に対価を引き上げることとなると認めるときは、主務大臣に対し協同組合法第105条の4の規定による検査等を請求できることとなつているが、公正取引委員会より請求を受けた場合は、すみやかに主務大臣に報告し、その指示により権限を行使すること。

5 定款変更の認可

- (1) 定款変更の認可については、その内容が事務的なものである場合はとくに問題はないが、協業組合の実態に影響を与えるもの、たとえば事業、出資一口の金額等を変更しようとする場合はとくに慎重に検討するものとする。
- (2) 定款変更の認可の基準は、1の(3)の基準に準ずるものとする。なお、事業の種類追加に係るものは、総組合員の一致による議決を必要とするものであり、また事務所の範囲の拡大または縮小は、主務大臣の権限の委任の範囲に影響するところも極めて大きく、場合によっては、所管を変更することにもなるのでとくに留意すること。

6 合併の認可

協業組合の合併の認可については、1に準ずるものとし合併しようとする協業組合の実績等を勘案し慎重に検討の上措置すること。

7 組織変更の認可

- (1) 事業協同組合、事業協同小組合および企業組合は、その組織を変更して協業組合になることができるが、事業協同組合および事業協同小組合にあつては、協同組合法第9条の2第1項第1号の事業を行なつている場合であつて主務大臣の定めるもの(別途通達参照)に限られるので、留意すること。
- (2) 協業組合への組織変更の認可基準については1の(3)の基準に準じて処理するものとする。

8 協業組合の運営指導

- (1) 協業組合の運営については、民主的に行なわれるように指導するとともに、協業組合の設立の認可、組織変更の認可等に当たっては関係中小企業団体中央会等関係団体の意見を聴取する等の方法によりその万全を期せられたい。

(2) 総会、理事会等の運営その他組合運営等については、昭和26年6月26日付26企庁第1531号「事業協同組合運営指針」を参照されたい。

(3) 協同組合の設立促進およびその健全な運営を図るため中小企業庁に協業組合推進協議会を設置する方針であるが、各通商産業局に設置予定の同協議会の積極的な活用を図るとともに、都道府県においても、同協議会を設置するよう配慮されたい。

9 通商産業大臣等に対する通知

都道府県知事等に対する権限の委任については法施行令第10条に定められているところであるが、その権限を行使したときは遅滞なく通商産業大臣に通知しなければならないことになっているので留意すること。

なお、通商産業大臣に通知する通知書の写しを主務大臣にも送付することとされたい。通知の様式は別記のとおりとする。

10 協業組合設立後の指導

協業組合の設立動向およびその効果の如何は、各界において注目されているところであり、特にその効果如何は、今後の協業組合の設立に影響するところ極めて大きいものがある。したがって、その健全な発展を図るため設立または組織変更後の協業組合に対しては、関係中小企業団体中央会等関係団体をして、その指導にあたらせる等健全な運営の確保に万全を期するよう配慮されたい。

11 その他

都道府県知事が協業組合に関する権限を行使するにあつては、協業組合に関する事務を総括する内部部局と当該協業組合の協業対象事業を所管する内部部局とが密接な連絡をとり、相互の意見が十分に反映するように措置するとともに、主務大臣に対しても連絡を密にするよう配慮されたい。